

仙台市環境影響評価制度の概要

仙台市環境局環境部
環境都市推進課

1 環境影響評価制度の概要

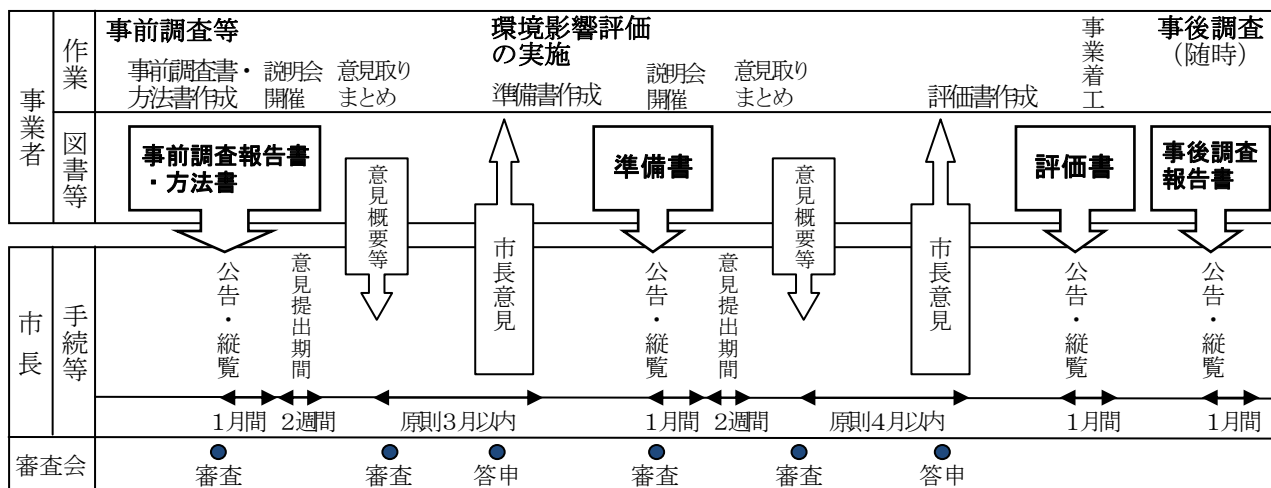
道路やダムの建設、住宅団地の造成などの開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自身が事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政から環境の保全についての意見を聴くことにより、必要な環境の保全及び創造の措置を検討することで、事業が及ぼす環境への影響をできる限り小さくするための仕組みのこと。

2 本市の環境影響評価制度について

(1) 条例制定

平成9年10月、審議会に条例の基本的あり方を諮問。平成10年8月の最終答申を踏まえ、平成10年12月に仙台市環境影響評価条例を制定(平成11年6月より施行)。

(2) 本市における環境影響評価手続きの流れ (資料2 参考 冊子の4、5ページ参照)



※手続期間は、条例・規則で規定された期間のみを表示。審査会開催は標準的な例として表示。

事前調査書：事業候補地の自然環境把握のための簡易調査（事前調査）の結果をまとめた図書

方法書：環境影響評価の項目、手法等をまとめた図書

準備書：調査結果、総合的評価、事後調査の計画等をまとめた図書

評価書：準備書に対する市長意見等を勘案して内容の再検討、再評価を行い結果をまとめた図書

事後調査書：工事中、供用後の環境状況を把握するための調査（事後調査）結果をまとめた図書